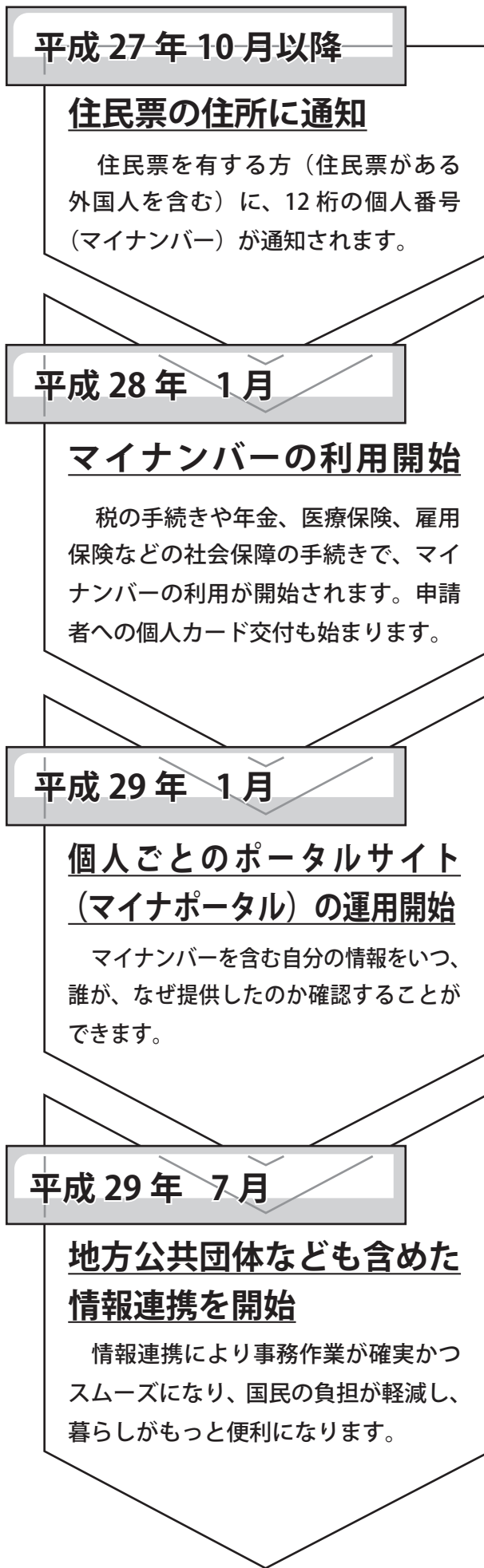
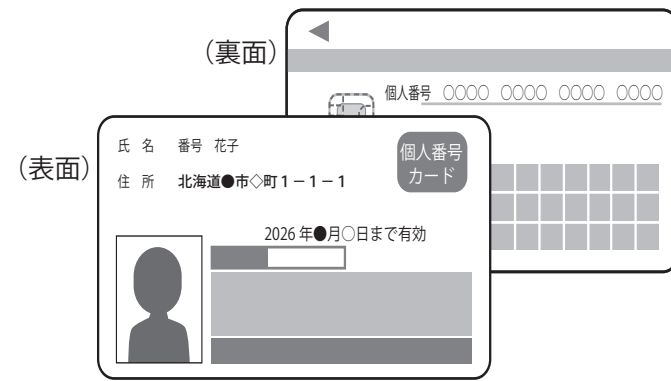




▲図4 マイナンバー制度実施の流れ



▲図3 個人番号カード（イメージ）

日、性別の基本4情報が記載されますが、通知カード自体を身分証明書として利用することはできません。原則として、通知カードは、住民票の世帯ごとに送付されます。住民票の住所と異なる所に暮らしている方は、通知カードを受け取ることができない可能性がありますので、速やかに居住している市町村に住民票を移しましょう。

**個人番号カードを交付
身分証明書として利用可**

平成28年1月から社会保障や税、災害対策などの行政手続きでマイナ

ンバーが必要となり、12桁のマイナンバーを表記した個人番号カード（図3）が申請者に交付されます。個人番号カードには、マイナンバーのほか、氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報、顔写真などが表示され、身分証明書として利用できるようになります。また、個人番号カードには、ICチップが搭載され、e-TAXなどの電子申請を行うこともできるようになります。

また、29年1月から国の行政機関間での情報連携が始まり、さらに、29年7月からは国の行政機関、地方公共団体を含めた情報連携の開始を

予定しています。（図4）

国では、ポスターやチラシなどで社会保障・税番号制度について周知しているほか、社会保障・税番号制度に関する最新情報を専用ホームページ（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>）で公開しています。

マイナンバーのお問い合わせは、コールセンター（全国共通ナビダイヤル：0570-2010178）で、土・日曜日、祝日、年末年始を除く、平日午前9時半から午後5時半まで受け付けています。

問 市・総務課 ☎ 42-1801

特集

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が始まります

マイナンバーは、各機関が管理する個人の情報が同一の方の情報であることを正確に確認するための基盤になり、さまざまなメリットをもたらします。

マイナンバーキャラクター「マイナちゃん」

**12桁のマイナンバー導入
手続きがよりスムーズに**

社会保障・税番号制度は、国民一人ひとりが12桁の個人番号（マイナンバー）を持つことで、複数の機関に存在する個人の情報を同一の方の情報であることの確認を行い、社会保障や税、災害対策の分野で個人情報 を適切に把握することを目的に国が導入する制度です。（図1）

番号制度の導入により、①国民の利便性の向上②行政の効率化③公平・公正な社会の実現の3つの利点が考えられています。

マイナンバーとは…

平成27年10月から、国民一人ひとりに通知される12桁の個人番号をマイナンバーといいます。個人が特定されないように、住所地や生年月日など関係のない番号がそれぞれに割り当てられます。

また、法人には1法人に1つの法人番号（13桁）が指定されます。

「マイナンバーは、生涯にわたって使うもの」

住所が変わっても、マイナンバーは原則変わりませんので、大切にしてください。

▲図1 マイナンバー（個人番号）について

個人番号	○○○ ○○○ ○○○ ○○○
生年月日	○○○○年○○月○○日
性別	女
氏名	番号 花子
住所	北海道留萌市○○町○○-○○

▲図2 通知カード（イメージ）

具体的には、本人確認や所得などの情報が確認しやすくなり、住民票などの取得時に、個人番号カードを身分証明書として使用できるほか、児童手当などの申請時に、課税証明書などの添付が省略できます。複数の行政機関などの連携が進むことで、重複していた作業が減り、これまでよりもスムーズな手続きができるようになります。

また、所得や行政サービスの受給状況などの把握がより正確になるため、不当に負担を免れたり、不当に給付を受けたりすることを未然に防ぐことにもつながります。

マイナンバーは、国の行政機関や地方公共団体などが、年金の資格取得や確認、給付をはじめ、税金における確定申告手続き、災害発生時の被害者台帳の作成など法律で定めた事務に限り利用されます。

**通知カードを発行
10月から全戸に送付**

国民一人ひとりのマイナンバーを通知するため、通知カード（図2）が発行され、10月から全戸に送付されます。

通知カードには、12桁のマイナンバーのほか、氏名、住所、生年月

国では、ポスターやチラシなどで社会保障・税番号制度について周知しているほか、社会保障・税番号制度に関する最新情報を専用ホームページ（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>）で公開しています。

マイナンバーのお問い合わせは、コールセンター（全国共通ナビダイヤル：0570-2010178）で、土・日曜日、祝日、年末年始を除く、平日午前9時半から午後5時半まで受け付けています。